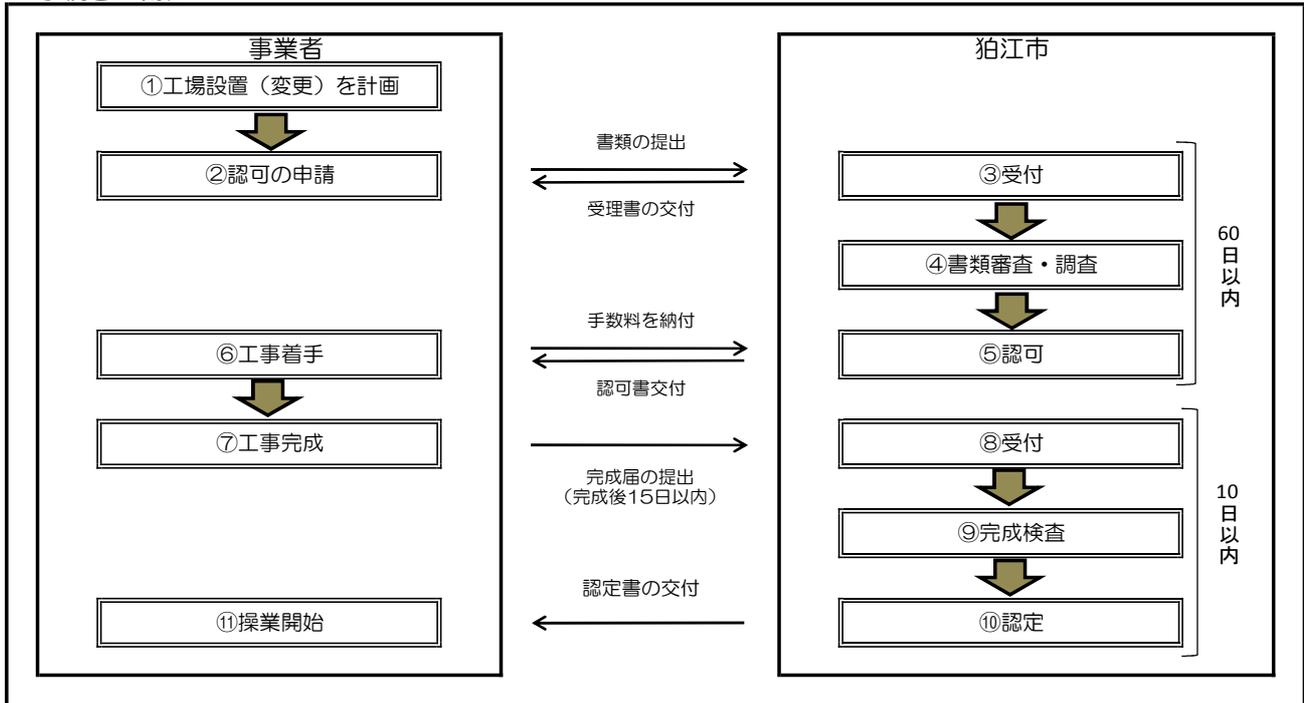


工場
～手続きの流れ～



申請書類

- 申請書（条例で定める書式）
 - 機械設備等明細
 - 周辺図（半径100m範囲を明示）
 - 敷地、建物配置図
 - 作業場平面図
（主な機械・施設の位置が分かるもの）
 - 作業場立体図
（窓やダクト・排気口の位置がわかるもの）
 - 公害防止設備等の構造図、カタログ等
 - その他、必要とするもの
- ※申請書等はそれぞれの正本にその写しを添えて提出してください。

申請手数料

工場の作業場の床面積の合計	手数料
500㎡以下のもの	8,700円
500㎡を超え、1,000㎡以下のもの	14,200円
1,000㎡を超えるもの	20,200円

※変更の場合は一律7,600円

～問い合わせ先～
 狛江市和泉本町1-1-5
 狛江市環境部環境政策課環境係（市役所5階）
 TEL：03-3430-1111（内線：2564・2566）
 E-mail：kankyokkr01@city.komae.lg.jp